

## 令和4年第11回 定例総会議事録

- 1 日時 令和4年11月22日(火) 15時00分～16時30分
- 2 開催場所 三鷹市公会堂さんさん館 3階 第1～第3会議室
- 3 出席者

### (1) 委員 (19名)

1番：山本 達也、2番：清水 章、3番：江田 早苗、4番：富沢 和浩、  
5番：富澤 伸一、6番：石井 辰男、7番：吉野 弘司、8番：小林 義明、  
9番：井上 洋介、10番：海老澤誠一、11番：峯岸 博、12番：藤沼 良典、  
13番：小林 俊之、14番：海老沢 洋、16番：大野 良昭、17番：加藤 篤司、  
18番：石井 健、19番：浅野 文雄、20番：野村 文和  
※欠席 15番：根岸 稔

### (2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：川田日出夫、事務局：永田美奈子

- 4 傍聴人 なし

- 5 議事日程

別紙日程のとおり

- 6 議事要旨

司会 ただ今から、令和4年第11回農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、基本的な感染防止策の徹底及び感染を広げないための行動等が求められていることから、本日の定例総会についても、従来のとおり、マスク着用と着席のままの発言での進行をお願いいたします。

本日は農業委員20名中、19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和4年第10回の定例総会会議録については、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

さて、本来であれば、会議規則第4条により会長が議長となることが定められておりますが、本日は根岸会長がご欠席ですので、農業委員会法第5条第5項及び会議規則第16条第2項の規程により、小林会長職務代理者がその職務を代理することとなります。それでは、一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。20番：野村委員と、1番：山本委員のご両名をお願いいたします。これより直

ちに日程により、議案の審査に入ります。議案第 23 号「農地の権利移動の許可について」を議題とします。議案第 23 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2 件）～

議長 議案第 23 号の 1 の現況確認について、担当の 7 番：吉野委員よりご説明願います。

7 番：吉野委員 10 月 15 日、現地確認を行いました。場所は案内図 23 号の 1 のとおりです。また、同日、譲受人に会って権利移動の内容と許可要件の確認を行いました。

今回農地の権利移動を行う理由は、「当該農地における現在の耕作者の実態に即するため」です。現在この場所は譲受人と譲渡人の共有となっていますが、実際は譲受人とその家族が営農しています。元々が共有のため、今回の権利移動では権利取得の前後で譲受人が所有する農地面積は変わりません。また、面積要件について、権利取得後の農地面積は 2,460 m<sup>2</sup>と、50 アール未満となっていますが、この場所に隣接する農地は譲受人の名義で、すでに一体として営農されていますので、農地法第 3 条第 2 項本文ただし書に該当し、特例として認められると考えます。

現地にはキウイフルーツ 10 本、ブルーベリー 20 本、甘夏 5 本ほどが栽培されており、キウイフルーツはまもなく収穫されるようでした。

譲受人は、家族で懸命に農業に励んでおり、本件農地を譲り受けた後も、終生農業を行う意思を確認しました。譲受人は許可要件を満たしており、許可しても差し支えないと思います。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、許可することに決定いたします。議案第 23 号の 2 の現況確認について、担当の 18 番：石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 11 月 14 日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。また、同日、譲受人に会って権利移動の内容と許可要件の確認を行いました。現地は、譲受人の畑と隣接しており、ブルーベリーが栽培されています。譲受人は本件農地を譲り受けた後も、終生農業を行う意思を確認しました。譲受人は許可要件を満たしており、許可しても差し支えないと思います。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、許可することに決定いたします。次の議案第 24 号は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。議案第 24 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第 24 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 24 号は、担当地区が 2 か所に分かれていますので、現況確認は、初めに 9 番：井上委

員、次に私が続けてご説明いたします。

9番：井上委員 11月14日、申請者の家族立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は存命中、家族と協力して、しっかりと肥培管理・営農されておりましたので、証明しても問題ありません。

8番：小林委員 11月19日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は存命中、家族と協力して、しっかりと肥培管理・営農されておりましたので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。  
～休憩～

議長 会議を再開します。次に、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第25号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（9件）～

議長 議案第25号の1の現況確認について、担当の16番：大野委員よりご説明願います。

16番：大野委員 11月5日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では、露地ではナスが最後の収穫を迎えており、他はきれいに整地され、次の作付けの準備がされていきました。ハウスでは無加温でキュウリが栽培されており、新しい品種という話でした。申請者は農地を十分に管理し、新しい品種の栽培に取り組む等、積極的に営農されています。申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の2の現況確認について、担当の4番：富沢委員よりご説明願います。

4番：富沢委員 11月16日、申請者の家族立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では、サトイモ、ニンジン、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリーが栽培されていきました。農地は草もなく、きれいに管理されていきました。申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の3の現況確認について、担当の5番：富澤委員よりご説明願います。

5番：富澤委員 11月15日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおり

り、3か所に分かれています。1か所目ではキャベツ、サツマイモ、ピーマン、カリフラワー、ホウレンソウが栽培されていました。2か所目ではネギ、ハクサイ、学校給食用のニンジン、また3棟のハウスでは学校給食用のコマツナが栽培されていました。3か所目では学校給食用のネギが栽培され、三分の二ほどは収穫済みでした。どちらの農地も適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の4の現況確認について、担当の20：野村委員よりご説明願います。

20：野村委員 11月14日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地ではブルーベリーが120本栽培されていました。4種類以上の品種があり、主な品種はティフブルーだそうです。夏は摘み取り園としていて、残りは庭先販売しています。ブルーベリーの枝は綺麗に剪定されており、農地は十分に管理されていました。申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の5の現況確認について、担当の2番：清水委員よりご説明願います。

2番：清水委員 11月19日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請者はナス栽培に熱心に取り組まれています。農地は2か所に分かれています。左側は育苗用ハウスが4棟あり、右側はナス栽培を片付けている最中でした。その他の部分は秋冬野菜が栽培されておりました。農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の6の現況確認について、担当の11番：峯岸委員よりご説明願います。

11番：峯岸委員 11月8日、申請者の家族もと立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはブロッコリー、キャベツ、サツマイモ、タマネギ、サトイモ等の野菜が整然と植えられ、きれいに管理されていました。ブルーベリーとミカンも栽培されていました。農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 7 の現況確認について、担当の 10 番：海老澤委員よりご説明願います。

10 番：海老澤委員 11 月 10 日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地は南北の 2 か所に分かれています。南側は全面クリ畑で、下草等もなく管理されていました。北側は少し空間がありましたが、そこにはいずれ柑橘類を植えるということでした。他にはブロッコリーやハクサイ等の秋冬野菜が栽培されていました。少し草が生えていましたが、すぐに除草剤を撒いたということです。申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 25 号の 8 の現況確認について、担当の 18 番：石井委員よりご説明願います。

18 番：石井委員 11 月 14 日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、三分の二程度はサツマイモが栽培されていました。紅あずま、シルクスイート、紅はるか等の品種でした。保育園や町会のレクリエーションで収穫体験をし、残りは庭先販売しているということでした。あと三分の一ではコマツナ、ホウレンソウ、サトイモ等が栽培されていました。農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 25 号の 9 は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。本件議案第 25 号の 9 の現況確認については、私が担当ですのでご説明いたします。

8 番：小林委員 11 月 19 日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地の北側にはビニールハウスが 2 棟あり、その西側にポット物の樹木がありました。南側には、株立ちの樹木や垣根材の樹木等多品種が栽培されていました。農地は適正に肥培管理されており、申請者より、終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。本日、協議事項はありませんので、日程3の専決報告に入りますが、専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1と報告2の2の現況確認について、担当の6番：石井委員より続けてご報告願います。

6番：石井委員 報告2の1について、10月24日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では古い家を壊そうとしているところでした。報告2の2について、11月7日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では新築の住宅を建築中でした。

議長 専決報告2の報告は終わりました。この件についてご質問などがありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」のみです。専決報告3について、事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告3の1と報告3の2の現況確認について、担当の10番：海老澤委員より続けてご報告願います。

10番：海老澤委員 報告3の1について、10月26日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には骨組みだけのパイプハウスがありました。報告3の2について、11月1日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では更地で草が生えていました。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などがありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」について事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 1筆 農地ではありませんでした。

議長 次に、日程4 部会報告に入ります。部会長報告願います。

各部会長

- 農政部会：なし
- 農地部会：今年度の農地パトロールについて、農地所有者への伝達事項の内容を決定。
- 経営部会：令和4年度の認定農業者、認定新規就農者及び準認定農業者の事前審査会の実施  
12月5日（月）9時～17時頃
- 四季コン：第60回三鷹市農業祭での表彰式及び四季コン周知等活動内容の報告。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について何かご質問がありますか。ご質問等がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、5 事務報告に入ります。事務報告1「生産緑地のあっせんについて」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「生産緑地のあっせんについて」説明

令和4年第10回定例総会にて協議した

生産緑地地区指定番号140号

生産緑地地区指定番号286号

については、期限の令和4年11月2日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 事務報告1の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告2「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」説明各自資料をご確認いただいたうえで、12月の定例総会にて協議予定。

ご意見等について、事務局への事前連絡期限：12月9日（金）

議長 事務報告2の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に事務報告3「農地に関するお願い・相談などについて」、事務局から説明願います。

事務局 事務報告3「農地に関するお願い・相談などについて」説明

議長 事務報告3の説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に6 事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 （結果1）農地パトロールの実施結果について

日 時：令和4年10月21日（金）13:30～18:30

場 所：市内農地

内 容：農業委員による調査

参加者：農業委員

（結果2）第60回三鷹市農業祭運営委員会の開催結果について

日 時：令和4年10月25日（火）16:00～17:00

会 場：JA東京むさし三鷹支店

内 容：第60回三鷹市農業祭について他

参加者：根岸会長、浅野委員、山本委員、吉野委員、事務局

（結果3）農業委員会会長研究集会の開催結果について

日 時：令和4年10月27日（木）13:30～17:00

会 場：第二庁舎2階 農業委員会役員室（Web開催）

内 容：和歌山市の農業の概要・施策について他

参加者：根岸会長、事務局長

（結果4）第60回三鷹市農業祭の開催結果について

日 時：令和4年11月12日（土）・13日（日）

会 場：中央防災公園・元気創造プラザ

内 容：農の四季コンテスト受賞作品展示、応募受付

参加者：農業委員、事務局

(結果5) 東京都農業会議令和4年度第2回臨時総会・事業推進協議会の開催結果について

日 時：令和4年11月17日(木) 14:00～16:30

会 場：ホテルエミシア東京立川

内 容：令和5年度東京都農業会議事業・予算の構想について他

参加者：根岸会長、事務局長

(結果6) 女性農業委員等研修会の開催について

日 時：令和4年11月18日(金) 13:30～17:00

会 場：JA東京むさし国分寺支店

内 容：国分寺市農業委員会の活動について他

参加者：江田委員

(結果7) あつあつイモ煮会と野菜収穫体験の開催について

日 時：令和4年11月19日(土) 12:00～14:00

会 場：北野情報コーナー他

内 容：収穫体験及び芋煮会

参加者：根岸会長、事務局

議長 説明が終わりました。何かご質問ありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。

議長 次に、7 事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 (予定1) 令和4年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

日 時：令和4年12月1日(木) 13:00～

会 場：銀座ブロッサム中央会館

内 容：要請決議、申し合わせ決議、活動事例報告

参加者：根岸会長

(予定2) 都内区市町村農業委員会会長と東京選出国會議員との意見交換会の開催について

日 時：令和4年12月1日(木) 16:00～

会 場：衆議院第一議員会館

内 容：東京農業をめぐる様々な課題に関する問題意識の共有及び国に対する  
要望の実現の要請

参加者：根岸会長

(予定3) 三鷹市認定農業者制度事前審査会の開催について

日 時：令和4年12月5日(水) 9:00～

会 場：教育センター3階 大研修室

内 容：農業経営改善計画認定申請書の事前審査

参加者：根岸会長、小林会長職務代理者、石井経営部会長、吉野経営部会長代理、  
事務局

(予定4) 第60回三鷹市農業祭表彰式の開催について

日 時：令和4年12月13日(火) 13:30～



会 場：J A東京むさし三鷹支店

参加者：根岸会長、事務局

(予定5) 三鷹市農業振興対策審議会の開催について

実施日：令和4年12月23日(金) 15:00～

会 場：J A東京むさし三鷹支店

内 容：令和5年度三鷹市農業振興事業の予算について

参加者：根岸会長、野村農政部会長、富澤農地部会長、石井経営部会長

議長 事業結果の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

議長 次に、8 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 (その他1) 令和4年第12回定例総会について

日 時：令和4年12月20日(火) 15:00～

会 場：三鷹市公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

(その他2) 令和4年三鷹市農業委員会表彰式の挙行について

日 時：令和5年1月23日(月) 13:30～

会 場：議場棟3階 協議会室

議長 その他の説明が終わりました。その他ございませんか。

これをもちまして令和4年第11回定例総会を終了いたします。